

令和8年度三重県自動車税種別割納税通知書封筒掲載広告募集について

1 概要

三重県（以下「県」という。）では、財源確保のため、県が自動車税種別割納税通知書を送付する際に使用する封筒に掲載する広告を以下のとおり募集します。

2 広告掲載の仕様等

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| (1) 媒体 | 令和8年度自動車税種別割納税通知書封筒（定形内封筒） |
| (2) 媒体箇所 | 上記封筒裏面折り返し（糊付け）部分（縦3.0cm×横17.0cm） |
| (3) 送付時期 | 令和8年5月上旬及び8月上旬 |
| (4) 送付通数 | 5月、8月合わせて約51万6,000通 ※ |
| (5) 送付先 | 自動車税種別割納税義務者 |
| (6) 使用できる色 | 2色（緑・赤） |

※送付通数については、毎年4月1日現在の納税義務者に送付するため、若干の変動があります。

令和7年度実績は、5月：約51万1,000通、8月：約5,000通です。

3 広告掲載者の資格

封筒に広告掲載ができる者は、次のいずれにも該当しない企業・団体等とします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (2) 消費者金融にかかるもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものを除く）
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (6) 県から落札資格停止等の措置を受けている者又は不利益処分を受けている者
- (7) 消費税及び地方消費税又は県税を滞納している者
- (8) 広告を掲載する業種又は業者として妥当でないと県が認めるもの

4 広告の申込

広告掲載を希望する者は、三重県自動車税種別割納税通知書封筒広告掲載申込書（様式第1号）に次の書類を添付して、令和8年1月5日（月）から令和8年1月16日（金）までに三重県総務部税務企画課へ申し込むものとします。なお、郵送により申し込む場合は、あらかじめ税務企画課へ電話連絡の上、締切日必着とします。

- (1) 掲載する広告案 ※未定の場合は申込時点での予定内容
- (2) 申込者の事業内容がわかるもの
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し

- (4) 「納税確認書」(県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し
※(3)及び(4)の提出ができない者は、その理由を税務企画課へ連絡してください。

5 最低申込価格

200,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とします。

6 広告主の選定

最低申込価格以上で申し込みのあったもののうち、申込価格が最も高い者から順に、申込内容を審査のうえ、掲載を決定します。なお、該当する広告が複数ある場合は、抽選により決定します。

7 広告の範囲

掲載する広告の内容は、行政広報の公共性及び品位を損なうおそれのないもので、県民に不利益を与えないものとし、次のいずれにも該当しないものとします。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- ④ 政治性のあるもの
- ⑤ 宗教性のあるもの
- ⑥ 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- ⑦ 個人の氏名広告
- ⑧ 当該広告事業の内容を、県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- ⑨ 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- ⑩ 社会的批判を招くおそれのあるもの
- ⑪ 教育的又は健康的な配慮が必要なもの
- ⑫ 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの
- ⑬ 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- ⑭ 第三者を誹謗し、中傷若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- ⑮ 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと県が認めるもの

8 広告掲載料

- (1) 広告掲載料は、広告主として決定された者の申込価格とします。
- (2) 広告デザイン等の作成に要する費用は広告主の負担とします。
- (3) 県の責により広告掲載を取り消した場合を除き、広告掲載料は返還しません。
- (4) (3)の規定により返還する広告の掲載料には、利子を付しません。

9 表示の義務

- (1) 広告には広告の責任の所在を明瞭に表示しなければなりません。
- (2) 広告の上部に縦0.5cm×横1.0cm以上の大きさで**広告**と表示しなければなりません。

10 広告原稿内容の提出及び承認

- (1) 広告主は、県が別に定める日までに、県に広告の原稿を提出しなければなりません。
- (2) 広告の内容が自動車税種別割納税通知書にふさわしくないと県が判断した場合は、内容を変更しなければなりません。なお、変更のお願いに従っていただけないときは、広告をお断りする場合があります。

[問い合わせ先]

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県総務部税務企画課

企画班 伊藤

電話 059-224-2127

FAX 059-224-4321